

秋田ノーザンハピネッツ ファンクラブ 「クラブハピネッツ」規約

■ 第1条 (会員、加盟店、提携サイト、カード発行店)

1. 会員とは、『秋田ノーザンハピネッツ ファンクラブ「クラブハピネッツ」規約』(以下「本規約」といいます。)を承認のうえ、株式会社サイモンズ(以下「サイモンズ」といいます。)が運営する「サイモンズ・ポイントサービス」(第3条第1項で定義されます。)に所定の入会申し込み方法にてファンクラブ会員入会(以下「入会申込書」といいます。)の申込みを行い、サイモンズが承諾した方をいいます。
2. 加盟店とは、秋田ノーザンハピネッツを応援する目的でサイモンズに対して加盟店の申込みを申請し、全国のサイモンズカード保有者に対してポイントサービスの提供を行う店舗または法人をいいます。加盟店とは、サイモンズが別途定める加盟店規約に基づきサイモンズと提携した法人等をいい、店舗には秋田ノーザンハピネッツ及びサイモンズ指定のステッカーが掲示され、サイモンズ・ポイントサービスの取扱いを行います。
3. 提携サイトとは、サイモンズが提携するアフィリエイト・サービス・プロバイダー(ASP、ネット広告業者)のサイトをいいます。会員がサイモンズのホームページ(以下「H/P」といいます。)を介してこの提携サイト内に掲載されている企業等の広告・コンテンツ閲覧やネットショッピング等を行い所定の条件を満たした場合に、ポイントが付与されます。
4. カード発行店とは、本条第2項の加盟店のうち、本規約に基づき会員の募集を行う加盟店をいいます。

■ 第2条 (ポイントカードのご利用方法)

1. 本規約に基づいてファンクラブ「クラブハピネッツ」に入会された会員に対し、ご入会と同時に、会員証として、秋田ノーザンハピネッツ ファンクラブ会員証(以下「ポイントカード」といいます。)を1名様につき1枚発行いたします。
2. ポイントカードには、「ハピネッツタウン加盟店舗」(以下「加盟店」といいます)、すべての加盟店でご使用いただけます。ポイントは、1ポイントを1円として利用できます。
3. 会員は、ポイントカードの裏面に必ずご署名のうえ使用していただけます。
4. 会員は、秋田ノーザンハピネッツ・ポイントサービスを受ける場合、予めポイントカードを提示しなければなりません。提携サイトでのご利用に際しては、サイモンズのH/Pを通じて、ログイン(会員番号とパスワードをインプットしていただきます。)してからのご利用となります(サイモンズのH/Pを通さずに、直接提携サイトにてネットショッピング等を行った場合には、ポイントの提供は行われません)。
5. ポイントカードのご利用は、会員ご本人に限らせていただき、他人に譲渡、貸与することはできません。
6. 会員が複数枚のカードを保有し、ポイントがそれぞれのカードに積算されていても、当該ポイントを1枚のカードへ集計合算することはできません。

■ 第3条 (秋田ノーザンハピネッツ・ポイントサービスの内容)

1. 秋田ノーザンハピネッツ・ポイントサービス(以下「ポイントサービス」といいます。)とは、会員が加盟店で商品の購入またはサービス等役務の代金を支払った場合または会員が提携サイトで広告・コンテンツ閲覧やネットショッピング等を行った場合に、それぞれ加盟店または提携サイトから付与されるポイント数に応じて、サイモンズまたは加盟店が提供する特典を利用できるシステムをいいます。
2. ポイントカードを利用してポイントサービスの提供を受けられるのは、原則としてサイモンズの加盟店全店とします。なお、1回のポイント利用に対しては1会員につき1カードからのポイント利用のみ可能となります。
3. 加盟店でのサービス利用による代金のお支払い方法でポイント付与の対象となるのは、現金および加盟店が取扱う全てのクレジットカード・デビットカード等(加盟店が除外するものを除く)となります。
4. 提携サイトからポイントサービスを受けられるのは、サイモンズのH/Pを通じて、当該提携サイトでの利用等を行い、所定の条件を満たした場合のみとします。
5. ポイント付与の対象とならない加盟店及び提携サイトでのサービス利用とは、原則次の各号に記載のとおりです。
 - ① 商品券、ギフト券、切手、印紙、プリペイドカード、金券類、箱代等加盟店が除外するもの。
 - ② 加工・修理代、送料、各種税金、各種頭金等加盟店が除外するもの。
 - ③ その他、加盟店があらかじめ指定するもので、店頭等で会員に明示されているもの。また、提携サイトがあらかじめ指定するもの。

■ 第4条 (加盟店でのポイント付与)

加盟店でのポイント付与は次の各号のとおりとします。

1. サービス利用1回当りのご利用代金が原則として100円以上(100円単位、100円未満切捨て)の場合、その1%相当がポイントとして付与されます。一部の加盟店においては、異なる場合もあります。
2. ポイントの加算は、サービス利用の都度、その場でポイントを付与しますが、場合によっては翌日に加算される場合や、加算に相当の期間を要する場合もあります。
3. 付与されたポイントは、加盟店でのサービス利用の際に、代金の一部として利用することができます。この場合、1ポイントを1円として換算し還元するものとします。なお、加盟店によってはポイントをご利用できない場合があります。
4. サービス利用の後に、お買上げ商品等を返品・返却される場合は、再度ポイントカードをご提示いただき、返品・返却と同時に既に付与されたポイント相当数を減算いたします。また理由の如何を問わず、ポイントの還元が行われた結果累積ポイントがマイナスとなった場合は、現金にて精算させていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。
5. システム障害等により、その場でポイントの加減算ができない場合は、障害が復旧したときに加減算を行います。

■ 第5条 (提携サイトでのポイント付与)

提携サイトでのポイント付与は次の各号のとおりとします。

1. サービス利用1回当りでご加算されるポイントは提携サイト毎に異なります。付与されるポイント数については、当該提携サイト毎に指定されます。
2. ポイントの加算は、会員の利用したサービス内容の確認及びネット決済の確認等が行われた後に当該提携サイトよって行われるため、通常3か月後となります。場合によっては更に相当の期間を要する場合もあります。
3. 提携サイトで付与されたポイントは、加盟店でのサービス利用の際に、代金の一部として利用することができます。この場合、1ポイントを1円として換算し還元するものとします。なお、加盟店によってはポイントをご利用できない場合があります。
4. ポイントサービス利用の後に、ネットショッピングでお買上げ商品等を返品・返却された場合は、サイモンズにて既に付与されたポイント相当数を減算する場合があります。また、ポイントの還元が行われた結果累積ポイントがマイナスとなった場合は、理由の如何を問わず現金にて精算させていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

■ 第6条（ポイントの有効期間、ポイントの失効、社会還元）

1. ポイントの有効期間は、そのポイントが付与された日の翌年12月31日迄（最長2年間）とします。
2. ポイントは、有効期間が経過した後、失効します。秋田ノーザンハピネッツ・ポイントサービスの失効ポイントは、社会に貢献する団体・組織等への寄付を通じ、バスケットボールおよびその他のスポーツ振興、または地域活性化や社会貢献の原資として活用されます。その場合、寄付及び地域活用された内容については、全てサイモンズのウェブサイトでご公表いたします。

■ 第7条（会員属性情報の変更）

1. ご住所、お名前、お電話番号等、入会申込書にご記入いただいた属性情報に変更がある場合には、秋田ノーザンハピネッツ ファンクラブ事務局に速やかにご連絡ください。
2. ご入会いただきました加盟店がポイントサービスの取り扱いを中止した後であっても、当該加盟店の会員が継続してポイントサービスをご利用される場合は、会員が所持しているカードの継続利用を行うことができます。その際、会員属性情報はサイモンズに帰属するものとします。

■ 第8条（カードの紛失・盗難、再発行）

1. ポイントカードを紛失・盗難された場合は、直ちに秋田ノーザンハピネッツ ファンクラブ事務局にご連絡のうえ、所定の手続きをされますようお願いいたします。その際、累積ポイントはすべて消滅・喪失いたします。また、会員のポイントが第三者に利用された場合は会員の責任とし、秋田ノーザンハピネッツ株式会社（以下、当社という）をはじめ加盟店およびサイモンズは一切の責任を負いません。
2. ポイントカードを紛失・盗難等により失った場合、原則として再発行は行いません。ただし、カード磁気不良等の場合で、当社が認めた際には再発行をいたします。再発行の手続きは、会員本人が身分証明書（免許証等）を提示のうえ秋田ノーザンハピネッツ ファンクラブ事務局にご連絡いただくものとします。その場合、実費を申し受けます。

■ 第9条（会員資格の喪失、ポイントの消滅）

次の各号のいずれかに該当した場合、会員資格を取消させていただきます場合があります。その場合、サイモンズ・ポイントカードは無効となり蓄積された全てのポイントは失効・消滅いたします。また、その場合のご通知は省略させていただきますのであらかじめご了承ください。

- ①ポイントカード発行後、新たな利用が無いまま3年間が経過したとき。
- ②入会時に虚偽の申告をされた場合。
- ③本規約が遵守されない場合。
- ④ポイントサービスの不正利用または犯罪若しくは犯罪に準ずる行為が認められた場合。
- ⑤その他、当社が不適当と判断した場合。

■ 第10条（会員の有効期間、退会の届出）

1. 会員資格の有効期間は、入会申込者が会員証を受領したときから2021年6月30日までとします。
2. 会員は、会員種別に応じて当社が別途定める年会費を支払うものとします。会員は、年会費等を当社の定める方法に寄り当社の定める時期までに支払うものとし、会員が指定した決済方法で決済されることに同意します。当社は、理由の如何を問わず年会費等を会員に対して返却いたしません。
3. 会員は何時にても所定の手続きを行うことにより本会を退会することができ、同時にその諸権利を失うものとします。会員の都合で退会される場合は、秋田ノーザンハピネッツ ファンクラブ事務局にその旨ご連絡いただき、手続きをお取りいただきます。その際累積されたポイントは、全て消滅いたします。

■ 第11条（反社会的勢力の排除）

1. 本会は入会申込者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、準暴力団（集团的又は常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為を行っている暴力団に準ずる集団）及びその構成員、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準ずる団体並びにこれらの構成員等を指す。）又は反社会的勢力が経営に実質的に関与している団体等（以下、まとめて「反社会的勢力等」という）に該当していると認める場合又はその疑いが認められる場合、入会の申込を拒否することができる。
2. 当会会員が反社会的勢力等に該当していると認める場合又はその疑いが認められる場合、本会は、支払済みの会費を払い戻すことなく、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとする。

■ 第12条（当社の責任の範囲）

1. 規約の変更：本規約のサービス内容またはシステム等は、会員に事前に通知することなく変更、改定または廃止する場合があります。会員はあらかじめこれを承諾するものとします。
2. サービス提供の条件：当社は、以下のいずれかの事由に該当する場合、会員に事前に通知することなくポイントサービスの一部または全部を一時中断または停止することがあります。この場合、当社は会員または第三者が被った不利益ないし損害については、その理由を問わず一切の責任を負いません。
 - ① ポイントサービスの提供のための装置、システムの保守点検、更新を行う場合。
 - ② 火災、停電、天災等によりポイントサービスの提供が困難な場合。
 - ③ 電気・通信事業者等のサービスの基礎となる役務が中断または提供されない場合。なお、ポイントサービスに関して登録・提供される情報が、通信状態等により消失・変形したために生じた損害についても、当社は一切の責任を負いません。
 - ④ その他、運用上または技術上、当社がポイントサービスの一時中断または停止を必要とした場合、若しくは不測の事態により当社においてポイントサービスの提供が困難と判断した場合。
3. 会員による第三者への権利侵害に対する責任：会員が、ポイントサービスの利用に関して第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用をもって解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。

■ 第13条（個人情報の取扱い）

1. ポイントサービス及び会員サービス実施のために入会申込書にご記入いただいた会員の属性情報等は、当社及びサイモンズに帰属するものといたしますが、当社及びサイモンズは、これらの情報等を当社が別途定める「プライバシーポリシー」に従って取り扱い、以下の目的以外の用途には一切使用しないものとし、会員はこれを承認します。
 - ① ファンクラブ会員サービスの履行（保有ポイント及び利用ポイントの管理並びにこれらに付随する事務手続き等）。
 - ② 新規取扱い加盟店舗及び提携サイト舗並びに新たなポイントサービスのご案内等、会員様のための情報の提供。

- ③ 加盟店及び提携サイト並びにサイモンズの新商品や新サービスの内容等、会員様のための情報の提供。
 - ④ ポイントサービス内容の変更通知等、ポイントサービスの運営に関する情報の提供。
 - ⑤ その他秋田ノーザンハビネッツの最新情報、サイモンズの様々なイベントや地域活性に関する情報等、会員サービスに資する情報の提供。
2. 当社及びサイモンズは、登録された個人情報について個人識別が可能な状態で第三者に提供しないものとします。ただし、次の各号記載の場合、個人識別が可能な状態で第三者に提供することができるものとします。
- ① 会員の同意が得られた場合。
 - ② 法令等により開示が求められた場合。
 - ③ ポイントサービスの実施のために、個人情報取扱いについて秘密保持契約を締結したうえで第三者に業務委託する場合。
- なお、業務委託先については、当社及びサイモンズにて必要と判断した場合、委託先を変更することがあり、会員はこれを承諾するものとします。

■第 14 条（お問い合わせ窓口）

会員の蓄積ポイントについては、原則として加盟店でのご利用レシートに表示しますが、会員本人がサイモンズのウェブサイトにて照会することもできます。また、ポイントサービスについてのお問い合わせは、サイモンズ・ポイントカード発行店、サイモンズ・カスタマーセンターにて承ります。また社会貢献へのポイント還元及び本規約並びに会員登録についてのお問い合わせやご相談は、サイモンズ・カスタマーセンターにて承ります。

付則：本規約は、2020 年 4 月 18 日より実施するものとします。